

### Ⅲ. 金融政策決定会合における決定の内容

#### 1. 金融政策運営に関する決定事項等

(平成 26 年 10 月 7 日決定)

#### 金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約 60～70 兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(26 年 10 月 7 日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

2014年10月7日

日本銀行

## 当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

マネタリーベースが、年間約60～70兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約50兆円に相当するペースで増加し、平均残存期間が7年程度となるよう買入れを行う。
- ② ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約1兆円、年間約300億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。
- ③ CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

3. わが国の景気は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響から生産面を中心に弱めの動きがみられているが、基調的には緩やかな回復を続けている。海外経済は、一部になお緩慢さを残しつつも、先進国を中心に回復している。輸出は弱めの動きとなっている。設備投資は、企業収益が改善するなかで、緩やかに増加している。公共投資は高水準で横ばい圏内の動きとなっている。個人消費は、雇用・所得環境が着実に改善するもとで、基調的に底堅く推移しており、駆け込み需要の反動の影響は、ばらつきを伴いつつも全体として和らいできている。住宅投資は、駆け込み需要の反動減が続いている。鉱工業生産は、在庫調整の動きもあって、このところ弱めの動きとなっている。企業の業況感は、消費税率引き上げの影響などから改善に一服感がみられるが、総じて良好な水準を維持している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースでみて、1%台前半となっている。予想物価上昇率は、全体として上昇しているとみられる<sup>(注1)</sup>。

4. 先行きのわが国経済については、緩やかな回復基調を続け、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響も次第に和らいでいくとみられる。消費者物価の前年比は、暫くの間、1%台前半で推移するとみられる。

5. リスク要因としては、新興国・資源国経済の動向、欧州債務問題の今後の展開、米国経済の回復ペースなどが挙げられる。
6. 「量的・質的金融緩和」は所期の効果を発揮しており、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う<sup>(注2)</sup>。

以 上

---

<sup>(注1)</sup> 白井委員は、予想物価上昇率の記述について、足もとでは横ばいになっている指標が多くなっているものの、やや長い目でみれば上昇傾向は続いている、との表現にすべきであるとして反対した。

<sup>(注2)</sup> 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(26年10月31日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約80兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(26年10月31日決定)

資産買入れ額の拡大および長期国債買入れの平均残存年限の長期化に関する件

(案 件)

1. 長期国債の保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行うこと。
2. 長期国債の買入れの平均残存期間を、現状の7年程度から、7年～10年程度に延長すること。
3. E T FおよびJ-R E I Tの保有残高が、それぞれ年間約3兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行うこと。また、これに伴い、別添のとおり、財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。
4. 買入れるE T Fの対象に、J P X日経インデックス400に連動するE T Fを加えること。
5. 対外公表文は別途決定すること。

指数連動型上場投資信託受益権等買入等の実施に関する  
財務大臣および金融庁長官への認可申請に関する件

(案 件)

本日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に関し、日本銀行法（平成9年法律第89号）第43条第1項ただし書きおよび同法第61条の2の規定に基づき、別紙1. および別紙2. のとおり財務大臣および金融庁長官に認可を申請すること。

別紙 1.

(財務大臣宛認可申請書案)

政第 号

平成 26 年 月 日

財務大臣 麻生 太郎 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

平成 26 年 10 月 31 日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に伴い、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可、平成 23 年 3 月 15 日付財理第 1162 号・金総第 1060 号認可、平成 23 年 8 月 5 日付財理第 3654 号・金総第 3373 号認可、平成 24 年 5 月 1 日付財理第 2139 号・金総第 1908 号認可、平成 24 年 10 月 31 日付財理第 5113 号・金総第 4773 号認可および平成 25 年 4 月 5 日付財理第 1723 号・金総第 1354 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、認可申請致します。

以 上

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

- 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

- (1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約 ~~1~~3兆円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。
- (2) 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約 ~~300~~900億円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。また、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。
- (3) 略（不変）

別紙 2.

(金融庁長官宛認可申請書案)

政第 号

平成 26 年 月 日

金融庁長官 細溝 清史 殿

日本銀行総裁 黒田 東彦

指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱の一部変更に関する件

平成 26 年 10 月 31 日の政策委員会・金融政策決定会合における決定に伴い、平成 22 年 10 月 28 日付財理第 4641 号・金総第 3907 号認可、平成 23 年 3 月 15 日付財理第 1162 号・金総第 1060 号認可、平成 23 年 8 月 5 日付財理第 3654 号・金総第 3373 号認可、平成 24 年 5 月 1 日付財理第 2139 号・金総第 1908 号認可、平成 24 年 10 月 31 日付財理第 5113 号・金総第 4773 号認可および平成 25 年 4 月 5 日付財理第 1723 号・金総第 1354 号認可に基づいて行う指数連動型上場投資信託受益権等の買入れ等の要綱を別紙のとおり一部変更することと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書きおよび同法第 61 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上



「指数連動型上場投資信託受益権等買入等実施要綱」中一部変更

- 5. を横線のとおり改める。

5. 買入限度額等

- (1) 指数連動型上場投資信託受益権の買入れは、本行の保有残高が、年間約 ~~1~~3兆円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。
- (2) 不動産投資法人投資口の買入れは、本行の保有残高が、年間約 ~~300~~900億円に相当するペースで増加するよう行う。ただし、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%とする。また、発行済投資口の総数の5%を超えない場合であっても、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が銘柄別の上限を別に定める場合には、これを買入限度とする。
- (3) 略（不変）

(26年10月31日決定)

「経済・物価情勢の展望（2014年10月）」の基本的見解を決定する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり決定すること。

## 経済・物価情勢の展望（2014年10月）

【基本的見解】<sup>1</sup>

## ＜概要＞

- 2014年度から2016年度までの日本経済を展望すると、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には潜在成長率を上回る成長を続けると予想される<sup>2</sup>。
- 消費者物価の前年比（消費税率引き上げの直接的な影響を除くベース）は、当面現状程度のプラス幅で推移したあと、次第に上昇率を高め、見通し期間の中盤頃、すなわち2015年度を中心とする期間に2%程度に達する可能性が高い。その後、これを安定的に持続する成長経路へと移行していくとみられる。
- 従来の見通しと比べると、成長率の見通しは、駆け込み需要の反動の影響や輸出の弱めの動きなどから、2014年度について幾分下振れている。物価の見通しは、2015年度については、国際商品市況の下落などから幾分下振れるものの、2016年度については概ね不変である。
- 「物価安定の目標」のもとで、以上の中心的な見通し（第1の柱）と、これに対する上下双方向のリスク要因（第2の柱）を点検した<sup>3</sup>。金融政策運営については、「量的・質的金融緩和」は所期の効果を発揮しており、今後とも、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。

---

<sup>1</sup> 10月31日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。

<sup>2</sup> 消費税率については、これまでの展望レポートと同様、本年4月の8%への引き上げに続き、2015年10月には10%に引き上げられることを前提としている。

<sup>3</sup> 「物価安定の目標」のもとでの2つの「柱」による点検については、日本銀行「金融政策運営の枠組みのもとでの「物価安定の目標」について」（2013年1月22日）参照。

## 1. わが国の経済・物価の中心的な見通し

### (1) 経済情勢

わが国の景気は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響から生産面を中心に弱めの動きがみられているが、基調的には緩やかな回復を続けている。4～6月における成長率は、自動車などの耐久消費財を中心に駆け込み需要の反動の影響が大きかったことや輸出が弱めの動きとなったことなどから、大きなマイナスとなった。また、夏場には天候不順も、個人消費の一時的な下押し要因として作用した。もっとも、駆け込み需要とその反動といった振れを均してみれば、潜在成長率を上回る成長が続いている<sup>4</sup>。また、今回の景気回復は、雇用誘発効果の大きい国内需要に主導されていることもあって、雇用の増加と労働需給の引き締まりは、着実に進んでいる。

先行きを展望すると、国内需要が堅調さを維持する中で、輸出も緩やかな増加に向かっていくと見込まれ、家計部門、企業部門ともに所得から支出への前向きな循環メカニズムは持続すると考えられる。このため、わが国経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、基調的には潜在成長率を上回る成長を続けると予想される。

こうした見通しの背景にある前提は、以下のとおりである。

第1に、日本銀行が今般拡大した<sup>5</sup>「量的・質的金融緩和」を着実に推進していく中で、金融環境の緩和度合いは一段と強まっていくと考えられる<sup>6</sup>。

---

<sup>4</sup> わが国の潜在成長率を、一定の手法で推計すると、このところ「0%台前半ないし半ば程度」と計算されるが、見通し期間の終盤にかけて徐々に上昇していくと見込まれる。ただし、潜在成長率は、推計手法や今後蓄積されていくデータにも左右される性格のものであるため、相当幅をもってみる必要がある。

<sup>5</sup> 「量的・質的金融緩和」の拡大（2014年10月31日）。

<sup>6</sup> 各政策委員は、本日の決定を含め、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、見通しを作成している。具体的には、短期金利について、市場は、見通し期間を通じて、実質的にゼロ金利が継続することを織り込んでいる。長期金利について、市場は、見通し期間を通じて、低位で推移すると

すなわち、「量的・質的金融緩和」のもとで、名目長期金利の上昇圧力は抑制されている一方、予想物価上昇率は全体として上昇しており、実質金利は低下している。銀行貸出残高は、緩やかに増加している。このような緩和的な金融環境が民間需要を刺激する効果は、景気の改善につれて強まっていくと考えられる。

第2に、海外経済については、先進国が堅調な景気回復を続け、その好影響が新興国にも徐々に波及する中で、緩やかに成長率を高めていく姿を見込んでいる。主要国・地域別にみると、米国経済については、家計支出を起点とする前向きな循環に支えられながら、徐々に成長率を高めていくと予想される。欧州経済については、債務問題に伴う調整圧力が残り、物価上昇率の低下傾向もみられるものの、個人消費の底堅さや輸出の増加などに支えられ、緩やかな回復を続けると考えられる。中国経済については、当局が構造改革と景気下支え策に同時に取り組んでいく中で、僅かに成長ペースを鈍化させながらも、概ね安定した成長を続けると想定している。その他の新興国・資源国経済については、国・地域によるばらつきはあるが、先進国の景気回復の波及と、緩和的な金融環境を受けた内需の持ち直しから、成長率を緩やかに高めていくと見込んでいる。

第3に、公共投資は、経済対策の押し上げ効果から高水準で推移してきたが、本年度下期中には緩やかな減少傾向に転じていくと想定している。

第4に、政府による規制・制度改革などの成長戦略の推進や、そのもとでの女性や高齢者による労働参加の高まり、企業による生産性向上に向けた取り組みと内外需要の掘り起こしなどもあって、企業や家計の中長期的な成長期待や潜在成長率は、緩やかに高まっていくと想定している。

以上を前提に、見通し期間の景気展開をやや詳しく述べると、2014年度

---

予想しているが、これは、展望レポートに比べて低い市場参加者の物価見通しを反映している。各政策委員は、こうした市場の見方を踏まえ、物価見通しの違いも勘案して、長期金利の先行きを想定している。

下期については、個人消費は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響がしばらくは残るものの次第に減衰し、雇用・所得環境の着実な改善が続くもとで、底堅く推移すると見込まれる<sup>7</sup>。設備投資は、企業収益の改善や金融緩和効果が引き続き押し上げに働くもとで、長年の投資抑制による設備老朽化に対応した更新投資や、労働需給の引き締めを受けた省力化投資、為替相場の動きも踏まえた国内拠点の再構築などの投資ニーズの高まりがみられることから、しっかりと増加するとみられる。この間、輸出は、海外経済が回復するもとで、為替相場の動きも下支えとなり、緩やかな増加に向かっていくと考えられる。こうしたもとで、鉱工業生産は、在庫調整の進捗もあって、緩やかな増加に復していくと予想される。

2015年度から2016年度にかけては、2回目の消費税率引き上げによる振れは予想されるが、①緩和的な金融環境と成長期待の高まりを受けた国内民間需要の堅調な増加と、②海外経済の成長による輸出の増加に支えられて、前向きの循環メカニズムは維持され、潜在成長率を上回る成長が続くと見込まれる。

2016年度までの成長率の見通しを、7月の中間評価時点と比べると、2014年度については、駆け込み需要の反動の影響や輸出の弱めの動きなどから幾分下振れるものの、2015年度と2016年度については概ね不変である。

## (2) 物価情勢

消費者物価（除く生鮮食品、以下同じ）の前年比は、このところ1%台前半で推移している。

---

<sup>7</sup> 本年4月の消費税率引き上げに伴ってみられた駆け込み需要の大きさや実質所得を通じた影響も踏まえながら、2回の消費税率の引き上げが年度毎の成長率に及ぼす影響を定量的に試算すると、2013年度+0.4%ポイント程度、2014年度-0.9%ポイント程度、2015年度+0.2%ポイント程度、2016年度ゼロ%ポイント程度となる。ただし、これらは、その時々々の所得環境や物価動向にも左右されるなど不確実性が大きく、相当な幅をもってみる必要がある。

物価上昇率を規定する主たる要因について点検すると、第1に、労働や設備の稼働状況を表すマクロ的な需給バランスは、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要とその反動の影響を受けつつも、雇用誘発効果の大きい国内需要の堅調さが雇用の増加をもたらすもとで、労働面を中心に着実に改善傾向を続けている<sup>8</sup>。すなわち、失業率は3%台半ばとみられる構造的失業率近傍で推移しているほか、現在職探しをしていないが求職意欲を持つ人々なども含めた広義の失業率も低下傾向を続けるなど、労働需給は着実に引き締まり傾向が強まっている<sup>9</sup>。企業は、駆け込み需要の反動による需要の落ち込みを一時的とみているとみられ、前向きな雇用スタンスを維持している。こうしたもとで、所定内給与がはっきりとした増加に転じるなど、賃金の改善も続いている。また、非製造業を中心に設備の不足感も強まってきている。このため、マクロ的な需給バランスは、本年度後半にプラス（需要超過）基調が定着し、それ以降、プラス幅が一段と拡大していくと考えられる。そうしたもとで、需給面からみた賃金と物価の上昇圧力は、着実に強まっていくと予想される。

第2に、中長期的な予想物価上昇率については、やや長い目でみれば、全体として上昇しているとみられる。こうした予想物価上昇率の動きは、実際の賃金・物価形成にも影響を及ぼしていると考えられる。例えば、労

---

<sup>8</sup> マクロ的な需給バランスの推計については、①潜在GDPを推計のうえ、実際のGDPとの乖離を計測するアプローチと、②生産要素（労働と設備）の稼働状況を直接計測するアプローチがある。展望レポートにおけるマクロ的な需給バランスは、従来から、後者のアプローチを採用しているため、GDP成長率の変化と需給バランスの拡大・縮小の間に1対1の対応関係があるわけではない。マクロ的な需給バランスの推計値は、推計方法や使用するデータによって異なり得るため、相当の幅をもってみる必要がある。

<sup>9</sup> 労働市場では、求人と求職の間にある程度のミスマッチが常に存在するため、好況時であっても、一定の失業者が存在する。こうしたミスマッチに起因する失業の存在を前提として、過剰労働力が解消した状態に対応する失業率を、「構造的失業率」と呼んでいる。ただし、構造的失業率の推計値は、時間の経過に伴って変化する性格のものである点には留意が必要である。また、広義の失業率は、職探しを止めているため非労働力人口とされているが潜在的には求職意欲を持つ労働者や、パート労働者のうち現状より長い時間の労働を希望している者も失業者として計算している。

使間の賃金交渉において、企業業績などに加え、物価上昇率の高まりも意識され、ベースアップが久方ぶりに多くの企業で実施された。企業の間でも、従来の低価格戦略から、付加価値を高めつつ販売価格を引き上げる戦略へと切り替える動きがみられている。先行きも、日本銀行が「量的・質的金融緩和」を推進し、実際の物価上昇率が高まっていくもとの、中長期的な予想物価上昇率も上昇傾向をたどり、「物価安定の目標」である2%程度に向けて次第に収斂していくと考えられる。

第3に、輸入物価についてみると、このところの為替相場の動きは、消費者物価の押し上げ要因として作用する一方、原油価格をはじめとする国際商品市況の下落は、当面物価の下押し圧力となる。

以上を踏まえ、消費者物価の前年比（消費税率引き上げの直接的な影響を除くベース）の先行きを展望すると、当面現状程度のプラス幅で推移したあと、次第に上昇率を高め、見通し期間の中盤頃、すなわち2015年度を中心とする期間に、「物価安定の目標」である2%程度に達する可能性が高い<sup>10</sup>。その後は、中長期的な予想物価上昇率が2%程度に向けて収斂していくもとの、マクロ的な需給バランスはプラス幅の拡大を続けることから、強含んで推移すると考えられる。2016年度までの消費者物価の見通しを7月の中間評価時点と比較すると、2015年度については、国際商品市況の下落などから幾分下振れるものの、2016年度については概ね不変である。

## 2. 上振れ要因・下振れ要因

### (1) 経済情勢

上記の中心的な経済の見通しに対する上振れ、下振れ要因としては、第1に、輸出動向に関する不確実性がある。輸出の伸び悩みが続いている背

---

<sup>10</sup> 2回の消費税率引き上げが物価に及ぼす影響について、税率の引き上げ分が現行の課税品目すべてにフル転嫁されると仮定して機械的に試算すると、2014年度の消費者物価の前年比は2.0%ポイント、2015年度下期と2016年度上期の消費者物価の前年比は1.3%ポイント押し上げられる。



景には、新興国経済を中心とする海外経済のもたつきや世界的な投資活動の弱さに加え、わが国製造業の海外生産移管の拡大といった構造的な要因も影響している。先行きの海外経済を巡るリスク要因としては、米国経済の回復ペースやそれが国際金融資本市場に及ぼす影響、欧州における債務問題の展開や低インフレ長期化のリスク、新興国経済における構造調整の進展度合い、地政学的リスクなどが挙げられる。また、わが国企業の先行きの内外生産ウエイトについても、為替相場の影響や生産移管のペースなどに伴う不確実性は高い。なお、海外生産の拡大は、輸出を抑制する要因であるが、子会社からの配当など、企業収益の押し上げを通じて成長に寄与する面もある。

第2は、消費税率引き上げの影響である。1回目の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や実質所得減少の影響はなお残存しており、引き続き見極めていく必要がある。また、2回目の消費税率引き上げがどのような影響を及ぼすかについても、その時点の消費者マインドや雇用・所得環境、物価の動向によって変化し得る。

第3に、企業や家計の中長期的な成長期待は、規制・制度改革の今後の展開や企業部門におけるイノベーション、家計部門を取り巻く雇用・所得環境などによって、上下双方向に変化する可能性がある。

第4に、財政の中長期的な持続可能性に対する信認が低下するような場合には、人々の将来不安の強まりや経済実態から乖離した長期金利の上昇などを通じて、経済の下振れにつながる惧れがある。一方、財政再建の道筋に対する信認が高まり、人々の将来不安が軽減されれば、経済が上振れる可能性もある。

## (2) 物価情勢

上述のような経済の上振れ、下振れ要因が顕在化した場合、物価にも相応の影響が及ぶとみられる。それ以外に物価の上振れ、下振れをもたらす

要因としては、第1に、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率の動向が挙げられる。中心的な見通しでは、実際の物価と賃金の上昇率が高まっていく中で、人々の予想物価上昇率も一段と上昇していく姿を想定しているが、その上昇ペースには、実際の物価の動きやそれが予想物価に及ぼす影響の度合いなどを巡って不確実性がある。この点では、来年度に向けた労使交渉において、過年度の物価動向や先行きの物価見通しが賃金にどのように織り込まれていくかが重要である。また、このところ、消費税率引き上げ後の需要面での弱めの動きや原油価格の大幅な下落が物価の下押し要因として働いているが、この下押し圧力が残存する場合、予想物価上昇率の改善が遅延するリスクがある。

第2に、マクロ的な需給バランス、とくに労働需給の動向がある。中心の見通しでは、労働供給面で、近年の高齢者や女性による労働参加の高まりや最近みられているパート労働の正規雇用化が、今後もある程度続くことを前提としているが、この点を巡っては不確実性がある。とくに、通常の失業率に加え広義の失業率も低水準となっているだけに、人手不足感が一段と強まる可能性がある。

第3に、物価上昇率のマクロ的な需給バランスに対する感応度、すなわち、企業が需給の引き締まりに応じて価格や賃金をどの程度引き上げていくかについて留意する必要がある。この点、消費税率引き上げ以降の消費動向が、先行きの企業の価格設定行動にどのような影響を及ぼすか不確実性が高い。

第4に、国際商品市況や為替相場の変動などに伴う輸入物価の動向や、その国内価格への波及の状況によっても、上振れ・下振れ双方の可能性がある。

### 3. 金融政策運営

以上の経済・物価情勢について、「物価安定の目標」のもとで、2つの

「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理する。

まず、第1の柱、すなわち中心的な見通しについて点検すると、わが国経済は、見通し期間の中盤頃、すなわち2015年度を中心とする期間に2%程度の物価上昇率を実現し、その後次第に、これを安定的に持続する成長経路へと移行していく可能性が高いと判断される。

次に、第2の柱、すなわち金融政策運営の観点から重視すべきリスクについて点検すると、中心的な経済の見通しについては、輸出の動向や消費税率引き上げの影響など不確実性は大きいものの、リスクは上下にバランスしていると評価できる。物価の中心的な見通しについては、中長期的な予想物価上昇率の動向などを巡って不確実性は大きく、下振れリスクが大きい。より長期的な視点から金融面の不均衡について点検すると、現時点では、資産市場や金融機関行動において過度な期待の強気化を示す動きは観察されない<sup>11</sup>。もっとも、政府債務残高が累増する中で、金融機関の国債保有残高は、漸減傾向が続いているが、なお高水準である点には留意する必要がある。

金融政策運営については、「量的・質的金融緩和」は所期の効果を発揮しており、今後とも、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う。

以 上

---

<sup>11</sup> 詳しくは「金融システムレポート」（日本銀行2014年10月）を参照。

(参考)

▽2014～2016 年度の政策委員の大勢見通し

——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質 GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2014 年度	+0.2～+0.7 <+0.5>	+3.1～+3.4 <+3.2>	+1.1～+1.4 <+1.2>
7月時点の見通し	+0.6～+1.3 <+1.0>	+3.2～+3.5 <+3.3>	+1.2～+1.5 <+1.3>
2015 年度	+1.2～+1.7 <+1.5>	+1.8～+2.6 <+2.4>	+1.1～+1.9 <+1.7>
7月時点の見通し	+1.2～+1.6 <+1.5>	+1.9～+2.8 <+2.6>	+1.2～+2.1 <+1.9>
2016 年度	+1.0～+1.4 <+1.2>	+1.9～+3.0 <+2.8>	+1.2～+2.3 <+2.1>
7月時点の見通し	+1.0～+1.5 <+1.3>	+2.0～+3.0 <+2.8>	+1.3～+2.3 <+2.1>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、本日の決定を含め、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、上記の見通しを作成している。

(注3) 今回の見通しでは、消費税率について、既に実施済みの8%への引き上げに加え、2015年10月に10%に引き上げられることを前提としているが、各政策委員は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いた消費者物価の見通し計数を作成している。

(注4) 消費税率引き上げの直接的な影響を含む消費者物価の見通しは、税率引き上げが現行の課税品目すべてにフル転嫁されることを前提に、物価の押し上げ寄与を機械的に計算したうえで(2014年度：+2.0%ポイント、2015年度：+0.7%ポイント、2016年度：+0.7%ポイント)、これを上記の政策委員の見通しに足し上げたものである。

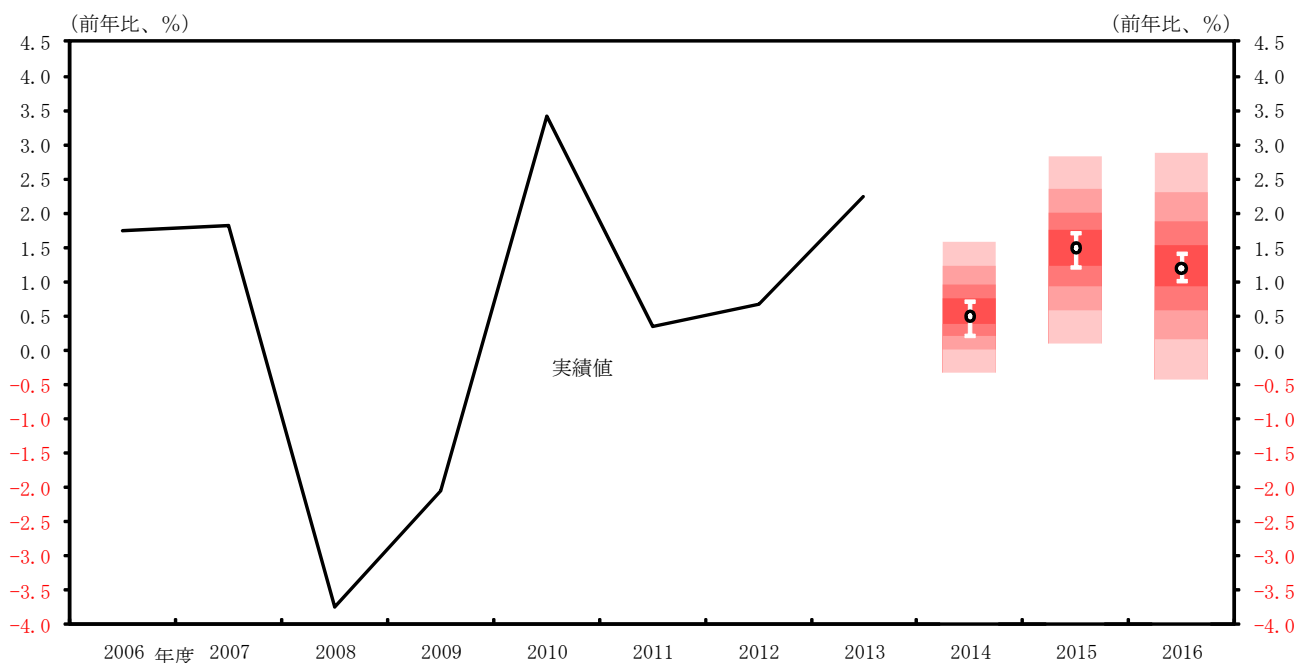
(注5) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

——対前年度比、%。

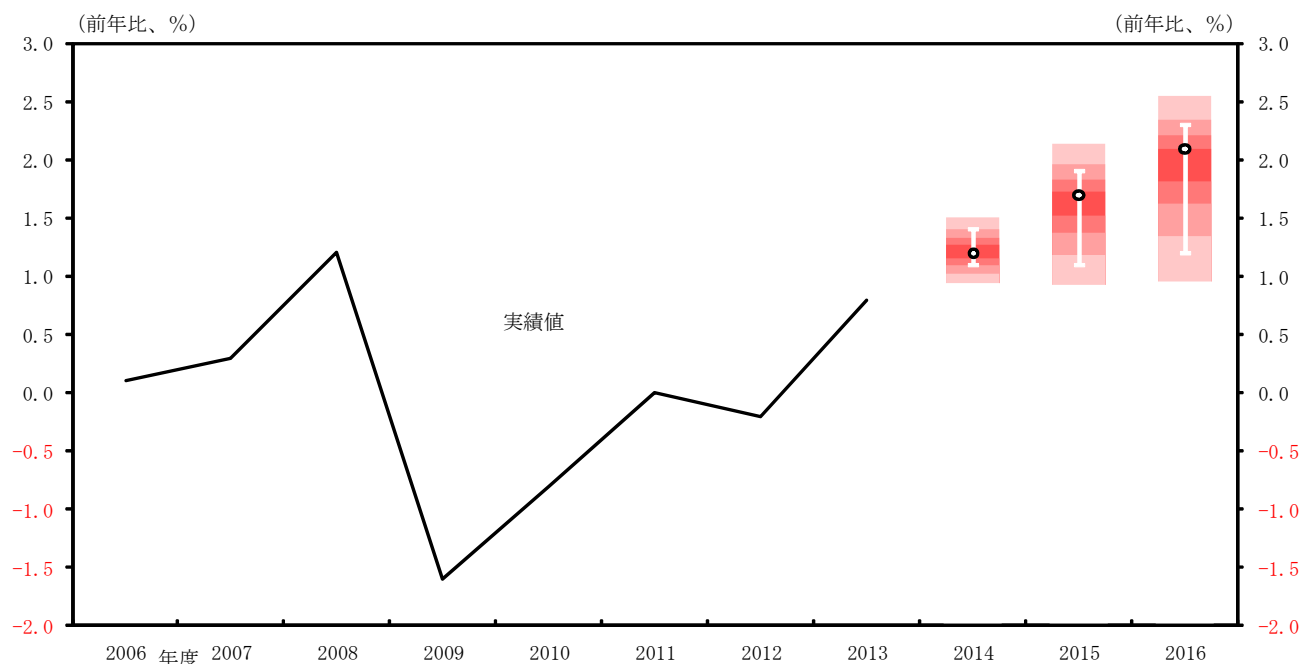
	実質 GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2014 年度	+0.1～+1.0	+3.0～+3.4	+1.0～+1.4
7月時点の見通し	+0.5～+1.3	+3.0～+3.7	+1.0～+1.7
2015 年度	+0.8～+1.8	+1.6～+2.7	+0.9～+2.0
7月時点の見通し	+0.9～+1.7	+1.7～+2.8	+1.0～+2.1
2016 年度	+0.6～+1.6	+1.6～+3.0	+0.9～+2.3
7月時点の見通し	+0.7～+1.6	+1.6～+3.0	+0.9～+2.3

## ▽政策委員の見通し分布チャート

### (1) 実質GDP



### (2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 上記の見通し分布は、各政策委員の示した確率分布の集計値（リスク・バランス・チャート）について、①上位10%と下位10%を控除したうえで、②下記の分類に従って色分けしたもの。なお、リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

上位40%～下位40%	上位30%～40% 下位30%～40%	上位20%～30% 下位20%～30%	上位10%～20% 下位10%～20%
-------------	------------------------	------------------------	------------------------

(注2) 棒グラフ内の○は政策委員の見通しの中央値を表す。また、縦線は政策委員の大勢見通しを表す。

(注3) 消費者物価指数 (除く生鮮食品) は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベース。

(26年10月31日決定)

「『量的・質的金融緩和』の拡大」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

2014年10月31日

日本銀行

## 「量的・質的金融緩和」の拡大

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下の措置を決定した。

(1) マネタリーベース増加額の拡大（賛成5反対4）<sup>(注1)</sup>

マネタリーベースが、年間約80兆円（約10～20兆円追加）に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

(2) 資産買入れ額の拡大および長期国債買入れの平均残存年限の長期化（賛成5反対4）<sup>(注2)</sup>

① 長期国債について、保有残高が年間約80兆円（約30兆円追加）に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間を7年～10年程度に延長する（最大3年程度延長）。

② ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約3兆円（3倍増）、年間約900億円（3倍増）に相当するペースで増加するよう買入れを行う。新たにJPX日経400に連動するETFを買入れの対象に加える<sup>1</sup>。

2. わが国経済は、基調的には緩やかな回復を続けており、先行きも潜在成長率を上回る成長を続けると予想される。ただし、物価面では、このところ、消費税率引き上げ後の需要面での弱めの動きや原油価格の大幅な下落が、物価の下押し要因として働いている。このうち、需要の一時的な弱さはすでに和らぎはじめているほか、原油価格の下落は、やや長い目でみれば経済活動に好影響を与え、物価を押し上げる方向に作用する。しかし、短期的とはいえ、現在の物価下押し圧力が残存する場合、これまで着実に進んできたデフレマインドの転換が遅延するリスクがある。日本銀行としては、こうしたリスクの顕現化を未然に防ぎ、好転している期待形成のモメンタムを維持するため、ここで、「量的・質的金融緩和」を拡大することが適当と判断した。

<sup>1</sup> CP等、社債等については、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する（従来通り）。

3. 今後も、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う<sup>2</sup>(注3)。

以 上

---

(注1) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、白井委員。反対：森本委員、石田委員、佐藤委員、木内委員。反対した委員は、これまでの金融市場調節方針を維持することが適当であるとした。

(注2) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、白井委員。反対：森本委員、石田委員、佐藤委員、木内委員。反対した委員は、これまでの資産買入れ方針を維持することが適当であるとした。

(注3) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された(賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員)。

---

<sup>2</sup> 「量的・質的金融緩和」は、こうした方針のもとでオープンエンドで実施している。現在の金融市場調節方針および資産買入れ方針を継続した場合の本年末のバランスシートの見込みおよび今後の各項目の年間増加ペースは別紙のとおり。



(別紙)

日本銀行のバランスシートの見通し

(単位：兆円)

	13年末 (実績)	14年末 (見通し)	今後の年間 増加ペース
マネタリーベース	202	275	+約80兆円

(バランスシート項目の内訳)

長期国債	142	200	+約80兆円
CP等	2.2	2.2	残高維持
社債等	3.2	3.2	残高維持
ETF	2.5	3.8	+約3兆円
J-REIT	0.14	0.18	+約900億円
その他とも資産計	224	297	
銀行券	90	93	
当座預金	107	177	
その他とも負債・純資産計	224	297	

(26年11月19日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約 80 兆円に相当するペースで増加  
するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(26年11月19日決定)

資産買入れ方針の決定に関する件

(案 件)

1. 資産買入れについて、下記の方針を継続すること。

記

(1) 長期国債について、保有残高が年間約 80 兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～10年程度とする。

(2) E T FおよびJ－R E I Tについて、保有残高が、それぞれ年間約 3 兆円、年間約 900 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

(3) C P等、社債等について、それぞれ約 2.2 兆円、約 3.2 兆円の残高を維持する。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(26年11月19日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

2014年11月19日  
日本銀行

## 当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成8反対1）<sup>（注1）</sup>。

マネタリーベースが、年間約80兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する（賛成8反対1）<sup>（注2）</sup>。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～10年程度とする。

- ② ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約3兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

- ③ CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

3. わが国の景気は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響から生産面を中心に弱めの動きが残っているが、基調的には緩やかな回復を続けている。海外経済は、一部になお緩慢さを残しつつも、先進国を中心に回復している。輸出は横ばい圏内の動きとなっている。設備投資は、企業収益が改善するなかで、緩やかな増加基調にある。公共投資は高水準で横ばい圏内の動きとなっている。個人消費は、雇用・所得環境が着実に改善するもとの、基調的に底堅く推移しており、駆け込み需要の反動の影響は全体として和らいでいる。住宅投資は、駆け込み需要の反動減が続いているが、足もとでは下げ止まりに向けた動きもみられている。鉱工業生産は、在庫調整が続くもとの、弱めの動きが残っている。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースでみて、1%程度となっている。予想物価上昇率は、やや長い目でみれば、全体として上昇しているとみられる。

4. 先行きのわが国経済については、緩やかな回復基調を続け、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響も次第に収束に向かっていくとみられる。消費者物価の前年比は、当面現状程度のプラス幅で推移するとみられる。
5. リスク要因としては、新興国・資源国経済の動向、欧州における債務問題の展開や低インフレ長期化のリスク、米国経済の回復ペースなどが挙げられる。
6. 「量的・質的金融緩和」は所期の効果を発揮しており、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う<sup>(注3)</sup>。

以 上

---

<sup>(注1)</sup> 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。反対した委員は、「『量的・質的金融緩和』の拡大」（2014年10月31日決定）前の金融市場調節方針が適当であるとした。

<sup>(注2)</sup> 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。反対した委員は、「『量的・質的金融緩和』の拡大」（2014年10月31日決定）前の資産買入れ方針が適当であるとした。

<sup>(注3)</sup> 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(26年12月19日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約 80 兆円に相当するペースで増加  
するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(26年12月19日決定)

資産買入れ方針の決定に関する件

(案 件)

1. 資産の買入れについて、下記の方針を継続すること。

記

(1) 長期国債について、保有残高が年間約 80 兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～10年程度とする。

(2) E T FおよびJ-R E I Tについて、保有残高が、それぞれ年間約 3 兆円、年間約 900 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

(3) C P等、社債等について、それぞれ約 2.2 兆円、約 3.2 兆円の残高を維持する。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(26年12月19日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

2014年12月19日  
日本銀行

## 当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成8反対1）<sup>（注1）</sup>。

マネタリーベースが、年間約80兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する（賛成8反対1）<sup>（注2）</sup>。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～10年程度とする。
- ② ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約3兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。
- ③ CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

3. わが国の景気は、基調的に緩やかな回復を続けており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響も全体として和らいでいる。海外経済は、一部になお緩慢さを残しつつも、先進国を中心に回復している。そうしたもとで、輸出は持ち直しの動きがみられている。設備投資は、企業収益が改善するなかで、緩やかな増加基調にある。公共投資は高水準で横ばい圏内の動きとなっている。個人消費は、雇用・所得環境が着実に改善するもとで、基調的に底堅く推移しており、駆け込み需要の反動の影響は全体として和らいでいる。住宅投資は、駆け込み需要の反動減が続いてきたが、足もとでは下げ止まりつつある。以上の内外需要のもとで、在庫調整の進捗もあって、鉱工業生産は下げ止まりつつある。企業の業況感は、一部に慎重な動きもみられているが、総じて良好な水準が維持されている。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースでみて、1%程度となっている。予想物価上昇率は、やや長い目でみれば、全体として上昇しているとみられる。



4. 先行きのわが国経済については、緩やかな回復基調を続け、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響も収束していくとみられる。消費者物価の前年比は、当面現状程度のプラス幅で推移するとみられる。
5. リスク要因としては、新興国・資源国経済の動向、欧州における債務問題の展開や低インフレ長期化のリスク、米国経済の回復ペースなどが挙げられる。
6. 「量的・質的金融緩和」は所期の効果を発揮しており、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う<sup>(注3)</sup>。

以 上

---

<sup>(注1)</sup> 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。反対した委員は、「『量的・質的金融緩和』の拡大」（2014年10月31日決定）前の金融市場調節方針が適当であるとした。

<sup>(注2)</sup> 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。反対した委員は、「『量的・質的金融緩和』の拡大」（2014年10月31日決定）前の資産買入れ方針が適当であるとした。

<sup>(注3)</sup> 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

(26年12月19日承認)

2015年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日に関する件

(案 件)

2015年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日を、別紙のとおりとすること。

2014年12月19日  
日本銀行

## 金融政策決定会合等の日程（2015年1月～12月）

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2015年1月	20日<火>・21日<水>	2月23日<月>	—	22日<木>
2月	17日<火>・18日<水>	3月20日<金>	—	19日<木>
3月	16日<月>・17日<火>	4月13日<月>	—	18日<水>
4月	7日<火>・8日<水> 30日<木>	5月8日<金> 5月27日<水>	— 30日<木>	9日<木> —
5月	21日<木>・22日<金>	6月24日<水>	—	25日<月>
6月	18日<木>・19日<金>	7月21日<火>	—	22日<月>
7月	14日<火>・15日<水>	8月12日<水>	—	16日<木>
8月	6日<木>・7日<金>	9月18日<金>	—	10日<月>
9月	14日<月>・15日<火>	10月13日<火>	—	16日<水>
10月	6日<火>・7日<水> 30日<金>	11月5日<木> 11月25日<水>	— 30日<金>	8日<木> —
11月	18日<水>・19日<木>	12月24日<木>	—	20日<金>
12月	17日<木>・18日<金>	未定	—	21日<月>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

議事要旨 : 8時50分

経済・物価情勢の展望(基本的見解) : 15時

経済・物価情勢の展望(背景説明を含む全文) : 翌営業日の14時

(ただし、「経済・物価情勢の展望(2015年10月)」の背景説明を含む全文は10月31日<土>の14時に公表)

金融経済月報 : 14時(「概要」の英訳は14時、全文の英訳は翌営業日の16時30分)

(27年1月21日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約 80 兆円に相当するペースで増加  
するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(27年1月21日決定)

資産買入れ方針の決定に関する件

(案 件)

1. 資産の買入れについて、下記の方針を継続すること。

記

(1) 長期国債について、保有残高が年間約 80 兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～10年程度とする。

(2) E T FおよびJ-R E I Tについて、保有残高が、それぞれ年間約 3 兆円、年間約 900 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

(3) C P等、社債等について、それぞれ約 2.2 兆円、約 3.2 兆円の残高を維持する。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(27年1月21日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

2015年1月21日  
日本銀行

## 当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成8反対1）<sup>(注1)</sup>。

マネタリーベースが、年間約80兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する（賛成8反対1）<sup>(注2)</sup>。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～10年程度とする。
- ② ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約3兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。
- ③ CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

3. 近く期限の到来する「貸出増加を支援するための資金供給」（以下「貸出増加支援」）、「成長基盤強化を支援するための資金供給」（以下「成長基盤強化支援」）、「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション」および「被災地企業等にかかる担保要件の緩和措置」について、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）<sup>1</sup>。

- ① 期限を1年間延長する。
- ② 「成長基盤強化支援」（本則）の対象金融機関毎の上限を1兆円から2兆円へ、総枠を7兆円から10兆円にそれぞれ引き上げる。
- ③ 「貸出増加支援」および「成長基盤強化支援」について、日本銀行の非取引先金融機関が各々の系統中央機関を通じて制度を利用し得る枠組みを導入する。

<sup>1</sup> 基本要領等の所要の改正は次回以降の金融政策決定会合で行う。

4. わが国の景気は、基調的に緩やかな回復を続けており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響も全体として和らいでいる。海外経済は、一部になお緩慢さを残しつつも、先進国を中心に回復している。そうしたもとで、輸出は持ち直しの動きがみられている。設備投資は、企業収益が改善するなかで、緩やかな増加基調にある。公共投資は高水準で横ばい圏内の動きとなっている。個人消費は、雇用・所得環境が着実に改善するもとで、基調的に底堅く推移しており、駆け込み需要の反動の影響は全体として和らいでいる。住宅投資は、駆け込み需要の反動減が続いてきたが、足もとでは下げ止まりつつある。以上の内外需要のもとで、在庫調整の進捗もあって、鉱工業生産は下げ止まっている。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースでみて、0%台後半となっている。予想物価上昇率は、やや長い目でみれば、全体として上昇しているとみられる。
5. 先行きのわが国経済については、緩やかな回復基調を続け、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響も収束していくとみられる。消費者物価の前年比は、エネルギー価格の下落を反映して、当面プラス幅を縮小するとみられる。
6. 10月の「展望レポート」で示した見通しと比べると、成長率は、2014年度について下振れる一方、2015年度、2016年度はともに上振れるとみられる。消費者物価は、基調的な動きに変化はないが、原油価格の大幅下落の影響から、2015年度にかけて下振れると予想される。2016年度については概ね不変である<sup>2</sup>。
7. リスク要因としては、新興国・資源国経済の動向、欧州における債務問題の展開や低インフレ長期化のリスク、米国経済の回復ペースなどが挙げられる。
8. 「量的・質的金融緩和」は所期の効果を発揮しており、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う<sup>(注3)</sup>。

以 上

---

<sup>2</sup> 今回の中間評価では、原油価格が大幅に変動していることを踏まえ、政策委員は、見通し作成に当たって、原油価格の前提を次の通りとした。すなわち、原油価格（ドバイ）は、1バレル55ドルを出発点に、見通し期間の終盤にかけて70ドル程度に緩やかに上昇していくと想定している。その場合の消費者物価指数（除く生鮮食品）におけるエネルギー価格の寄与度は、2015年度で-0.7~-0.8%ポイント程度、2016年度で+0.1~+0.2%ポイント程度と試算される。

- 
- (注1) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。反対した委員は、「『量的・質的金融緩和』の拡大」（2014年10月31日決定）前の金融市場調節方針が適当であるとした。
- (注2) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。反対した委員は、「『量的・質的金融緩和』の拡大」（2014年10月31日決定）前の資産買入れ方針が適当であるとした。
- (注3) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。



(参考 1)

### ▽2014～2016 年度の政策委員の大勢見通し

——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質 GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2014 年度	-0.6～-0.4 <-0.5>	+2.9～+3.2 <+2.9>	+0.9～+1.2 <+0.9>
10 月時点の見通し	+0.2～+0.7 <+0.5>	+3.1～+3.4 <+3.2>	+1.1～+1.4 <+1.2>
2015 年度	+1.8～+2.3 <+2.1>	+0.4～+1.3 <+1.0>	
10 月時点の見通し	+1.2～+1.7 <+1.5>	+1.8～+2.6 <+2.4>	+1.1～+1.9 <+1.7>
2016 年度	+1.5～+1.7 <+1.6>	+1.5～+2.3 <+2.2>	
10 月時点の見通し	+1.0～+1.4 <+1.2>	+1.9～+3.0 <+2.8>	+1.2～+2.3 <+2.1>

(注 1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を 1 個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注 2) 各政策委員は、既に決定した政策を前提として、また先行きの政策運営については市場の織り込みを参考にして、上記の見通しを作成している。

(注 3) 原油価格(ドバイ)については、1 バレル 55 ドルを出発点に、見通し期間の終盤にかけて 70 ドル程度に緩やかに上昇していくと想定している。その場合の消費者物価指数(除く生鮮食品)におけるエネルギー価格の寄与度は、2015 年度で-0.7～-0.8%ポイント程度、2016 年度で+0.1～+0.2%ポイント程度と試算される。

(注 4) 今回の見通しでは、消費税率について、既に実施済みの 8%への引き上げに加え、2017 年 4 月に 10%に引き上げられることを前提としている。消費者物価の見通しについて、各政策委員は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いた計数を作成している。

(注 5) 消費税率引き上げの直接的な影響を含む消費者物価の見通しは、税率引き上げが現行の課税品目すべてにフル転嫁されることを前提に、物価の押し上げ寄与を機械的に計算したうえで(2014 年度: +2.0%ポイント)、これを上記の政策委員の見通しに足し上げたものである。10 月時点の見通しでは、既に実施済みの 8%への引き上げに加え、2015 年 10 月に 10%に引き上げられることを前提に、物価の押し上げ寄与を政策委員の見通しに足し上げていた(2014 年度: +2.0%ポイント、2015 年度: +0.7%ポイント、2016 年度: +0.7%ポイント)。

(注 6) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

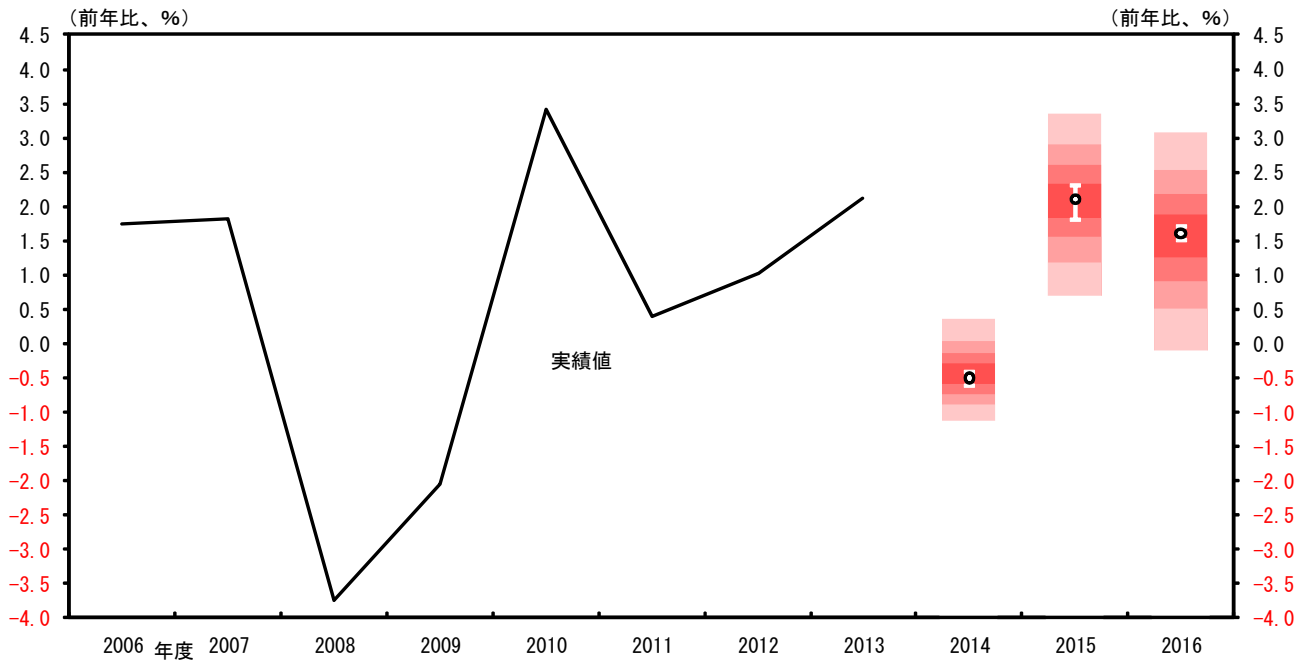
——対前年度比、%。

	実質 GDP	消費者物価指数 (除く生鮮食品)	消費税率引き上げの 影響を除くケース
2014 年度	-0.7～-0.3	+2.9～+3.3	+0.9～+1.3
10 月時点の見通し	+0.1～+1.0	+3.0～+3.4	+1.0～+1.4
2015 年度	+1.3～+2.3	+0.3～+1.4	
10 月時点の見通し	+0.8～+1.8	+1.6～+2.7	+0.9～+2.0
2016 年度	+0.7～+2.0	+0.9～+2.3	
10 月時点の見通し	+0.6～+1.6	+1.6～+3.0	+0.9～+2.3

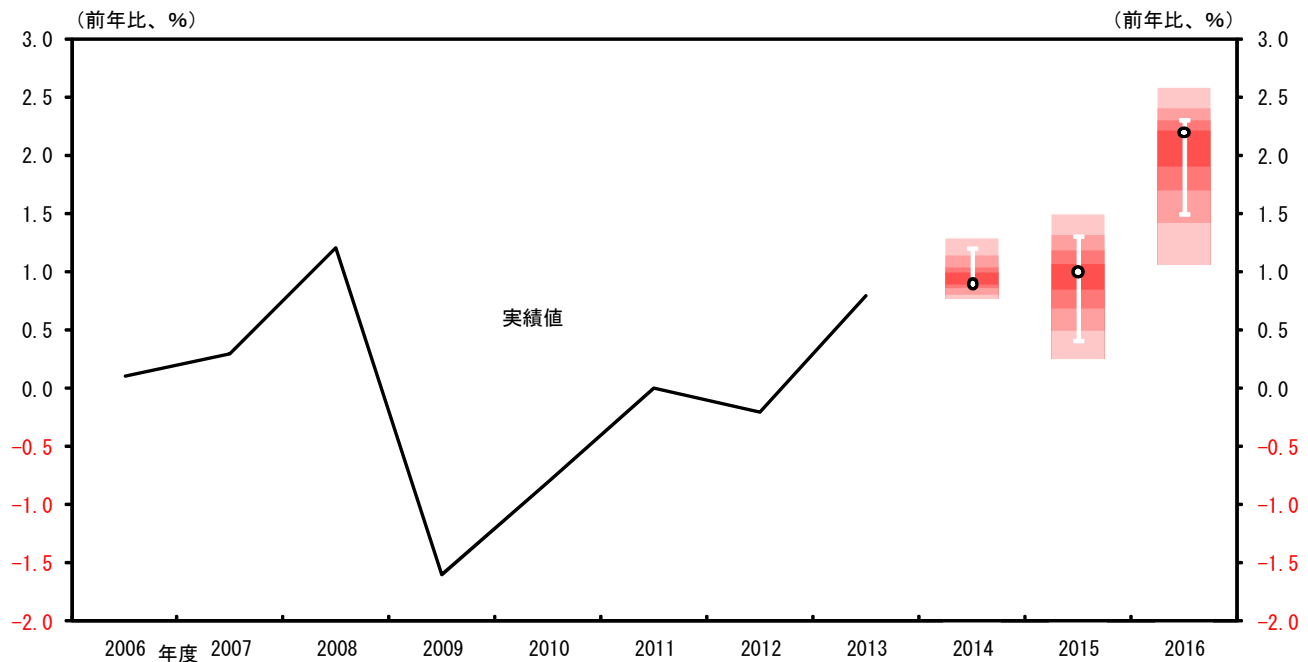
(参考2)

▽政策委員の見通し分布チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 上記の見通し分布は、各政策委員の示した確率分布の集計値 (リスク・バランス・チャート) について、①上位10%と下位10%を控除したうえで、②下記の分類に従って色分けしたもの。なお、リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

上位40%~下位40%	上位30%~40% 下位30%~40%	上位20%~30% 下位20%~30%	上位10%~20% 下位10%~20%
-------------	------------------------	------------------------	------------------------

(注2) 棒グラフ内の○は政策委員の見通しの中央値を表す。また、縦線は政策委員の大勢見通しを表す。

(注3) 消費者物価指数 (除く生鮮食品) は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベース。

(27年2月18日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約 80 兆円に相当するペースで増加  
するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(27年2月18日決定)

資産買入れ方針の決定に関する件

(案 件)

1. 資産の買入れについて、下記の方針を継続すること。

記

(1) 長期国債について、保有残高が年間約 80 兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～10年程度とする。

(2) E T FおよびJ-R E I Tについて、保有残高が、それぞれ年間約 3 兆円、年間約 900 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

(3) C P等、社債等について、それぞれ約 2.2 兆円、約 3.2 兆円の残高を維持する。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(27年2月18日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

2015年2月18日

日本銀行

## 当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成8反対1）<sup>（注1）</sup>。

マネタリーベースが、年間約80兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する（賛成8反対1）<sup>（注2）</sup>。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～10年程度とする。

- ② ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約3兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

- ③ CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

3. わが国の景気は、緩やかな回復基調を続けている。海外経済は、一部になお緩慢さを残しつつも、先進国を中心に回復している。そうしたもとで、輸出は持ち直している。設備投資は、企業収益が改善するなかで、緩やかな増加基調にある。公共投資は高水準で横ばい圏内の動きとなっている。個人消費は、一部で改善の動きに鈍さがみられるものの、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、全体としては底堅く推移している。住宅投資は、駆け込み需要の反動減が続いてきたが、足もとでは下げ止まりつつある。以上の内外需要のもとで、在庫調整の進捗もあって、鉱工業生産は持ち直している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースでみて、0%台半ばとなっている。予想物価上昇率は、やや長い目でみれば、全体として上昇しているとみられる。

4. 先行きのわが国経済については、緩やかな回復基調を続けていくとみられる。消費者物価の前年比は、エネルギー価格の下落を反映して、当面プラス幅を縮小するとみられる。
5. リスク要因としては、新興国・資源国経済の動向、欧州における債務問題の展開や低インフレ長期化のリスク、米国経済の回復ペースなどが挙げられる。
6. 「量的・質的金融緩和」は所期の効果を発揮しており、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う<sup>(注3)</sup>。

以 上

---

(注1) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。反対した委員は、「『量的・質的金融緩和』の拡大」(2014年10月31日決定)前の金融市場調節方針が適当であるとした。

(注2) 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。反対した委員は、「『量的・質的金融緩和』の拡大」(2014年10月31日決定)前の資産買入れ方針が適当であるとした。

(注3) 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された(賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員)。

(27年3月17日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

マネタリーベースが、年間約 80 兆円に相当するペースで増加  
するよう金融市場調節を行う。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(27年3月17日決定)

資産買入れ方針の決定に関する件

(案 件)

1. 資産の買入れについて、下記の方針を継続すること。

記

(1) 長期国債について、保有残高が年間約 80 兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～10年程度とする。

(2) E T FおよびJ-R E I Tについて、保有残高が、それぞれ年間約 3 兆円、年間約 900 億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

(3) C P等、社債等について、それぞれ約 2.2 兆円、約 3.2 兆円の残高を維持する。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(27年3月17日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。



2015年3月17日

日本銀行

## 当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成8反対1）<sup>(注1)</sup>。

マネタリーベースが、年間約80兆円に相当するペースで増加するよう金融市場調節を行う。

2. 資産の買入れについては、以下の方針を継続する（賛成8反対1）<sup>(注2)</sup>。

- ① 長期国債について、保有残高が年間約80兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。ただし、イールドカーブ全体の金利低下を促す観点から、金融市場の状況に応じて柔軟に運営する。買入れの平均残存期間は7年～10年程度とする。

- ② ETFおよびJ-REITについて、保有残高が、それぞれ年間約3兆円、年間約900億円に相当するペースで増加するよう買入れを行う。

- ③ CP等、社債等について、それぞれ約2.2兆円、約3.2兆円の残高を維持する。

3. わが国の景気は、緩やかな回復基調を続けている。海外経済は、一部になお緩慢さを残しつつも、先進国を中心に回復している。そうしたもとで、輸出は持ち直している。設備投資は、企業収益が改善するなかで、緩やかな増加基調にある。公共投資は高水準で横ばい圏内の動きとなっている。個人消費は、一部で改善の動きに鈍さがみられるものの、雇用・所得環境の着実な改善を背景に、全体としては底堅く推移している。住宅投資は、駆け込み需要の反動減が続いてきたが、足もとでは下げ止まりつつある。以上の内外需要のもとで、在庫調整の進捗もあって、鉱工業生産は持ち直している。この間、わが国の金融環境は、緩和した状態にある。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、消費税率引き上げの直接的な影響を除いたベースでみて、0%台前半となっている。予想物価上昇率は、やや長い目でみれば、全体として上昇しているとみられる。

4. 先行きのわが国経済については、緩やかな回復基調を続けていくとみられる。消費者物価の前年比は、エネルギー価格下落の影響から、当面0%程度で推移するとみられる。
5. リスク要因としては、新興国・資源国経済の動向、欧州における債務問題の展開や低インフレ長期化のリスク、米国経済の回復ペースなどが挙げられる。
6. 「量的・質的金融緩和」は所期の効果を発揮しており、日本銀行は、2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「量的・質的金融緩和」を継続する。その際、経済・物価情勢について上下双方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う<sup>(注3)</sup>。

以 上

---

<sup>(注1)</sup> 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。反対した委員は、「『量的・質的金融緩和』の拡大」（2014年10月31日決定）前の金融市場調節方針が適当であるとした。

<sup>(注2)</sup> 賛成：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員。反対：木内委員。反対した委員は、「『量的・質的金融緩和』の拡大」（2014年10月31日決定）前の資産買入れ方針が適当であるとした。

<sup>(注3)</sup> 木内委員より、2%の「物価安定の目標」の実現は中長期的に目指すとしたうえで、「量的・質的金融緩和」を2年間程度の集中対応措置と位置付けるとの議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：木内委員、反対：黒田委員、岩田委員、中曽委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員、佐藤委員）。

## 2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

### (1) 「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件（平成26年10月7日決定）

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

適格担保の担保価格等について、金融市場の情勢等を踏まえて行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

#### 記

1. 「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）を別紙1. のとおり一部改正すること。
2. 「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日付政委第109号別紙1.）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日付政委第37号別紙1.）を別紙3. のとおり一部改正すること。
4. 「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日付政委第63号別紙1.）を別紙4. のとおり一部改正すること。
5. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日付政委第36号別紙3.）を別紙5. のとおり一部改正すること。

以 上

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

- 別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1. 国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債、物価連動国債ならびに割引短期国債を除く。）および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）

- (1) }  
  { 略（不変）  
(5) }

(6) 残存期間 30 年超のもの 時価の ~~9.2~~9.3 %

1-2. 変動利付国債

- (1) }  
  { 略（不変）  
(2) }

(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の ~~9.8~~9.7 %

(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の ~~9.5~~9.6 %

1-3. 分離元本振替国債および分離利息振替国債

- (1) }  
  { 略（不変）  
(4) }

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| (5) 残存期間20年超30年以内のもの | 時価の <del>93</del> <u>94</u> % |
| (6) 残存期間30年超のもの      | 時価の <del>89</del> <u>90</u> % |

1-4. 物価連動国債

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| (1) 残存期間1年以内のもの      | 時価の <del>90</del> <u>91</u> % |
| (2) 残存期間1年超5年以内のもの   | 時価の <del>90</del> <u>91</u> % |
| (3) 残存期間5年超10年以内のもの  | 時価の <del>89</del> <u>93</u> % |
| (4) 残存期間10年超20年以内のもの | 時価の <del>87</del> <u>91</u> % |
| (5) 残存期間20年超30年以内のもの | 時価の <del>86</del> <u>90</u> % |
| (6) 残存期間30年超のもの      | 時価の <del>83</del> <u>88</u> % |

2. 政府保証付債券

- |                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) }<br>{ 略 (不変) |                               |
| (5) }             |                               |
| (6) 残存期間30年超のもの   | 時価の <del>91</del> <u>92</u> % |

3. 略 (不変)

4. 地方債

- |                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) }<br>{ 略 (不変) |                               |
| (5) }             |                               |
| (6) 残存期間30年超のもの   | 時価の <del>91</del> <u>92</u> % |

5. 財投機関等債券

- |                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) }<br>{ 略 (不変) |                               |
| (5) }             |                               |
| (6) 残存期間30年超のもの   | 時価の <del>90</del> <u>91</u> % |

6. 社債

- (1) } 略 (不変)
- ↳ }
- (5) }
- (6) 残存期間 30 年超のもの 時価の 90.91%

- 7. } 略 (不変)
- 8. }

#### 9. 資産担保債券

- (1) } 略 (不変)
- ↳ }
- (5) }
- (6) 残存期間 30 年超のもの 時価の 90.91%

#### 10. 略 (不変)

#### 11. 不動産投資法人債

- (1) } 略 (不変)
- ↳ }
- (5) }
- (6) 残存期間 30 年超のもの 時価の 90.91%

#### 12. 略 (不変)

#### 13. 外国政府債券

- (1) } 略 (不変)
- ↳ }
- (5) }
- (6) 残存期間 30 年超のもの 時価の 90.91%

#### 14. 国際金融機関債券

- (1) }  
 (5) } 略 (不変)
- (6) 残存期間 30 年超のもの 時価の 90.91%

15. }  
 ( ) } 略 (不変)
17. }

18. 企業を債務者とする電子記録債権

- (1) 略 (不変)
- (2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 90.91%
- (3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 80.85%
- (4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 75.80%
- (5) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の 65.70%

19. 不動産投資法人を債務者とする電子記録債権

- (1) 略 (不変)
- (2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 90.91%
- (3) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 80.85%
- (4) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 75.80%
- (5) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。) 残存元本額の 65.70%

20. }  
 ( ) } 略 (不変)
21. }

22. 地方公共団体を債務者とする電子記録債権

- (1) 略 (不変)
- (2) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 94.95%

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| (3) 残存期間3年超5年以内のもの                      | 残存元本額の <del>8-5</del> <u>90%</u> |
| (4) 略(不変)                               |                                  |
| (5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。) | 残存元本額の <del>7-5</del> <u>80%</u> |

### 23. 企業に対する証書貸付債権

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| (1) 略(不変)                               |                                  |
| (2) 残存期間1年超3年以内のもの                      | 残存元本額の <del>9-0</del> <u>91%</u> |
| (3) 残存期間3年超5年以内のもの                      | 残存元本額の <del>8-0</del> <u>85%</u> |
| (4) 残存期間5年超7年以内のもの                      | 残存元本額の <del>7-5</del> <u>80%</u> |
| (5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。) | 残存元本額の <del>6-5</del> <u>70%</u> |

### 24. 不動産投資法人に対する証書貸付債権

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| (1) 略(不変)                               |                                  |
| (2) 残存期間1年超3年以内のもの                      | 残存元本額の <del>9-0</del> <u>91%</u> |
| (3) 残存期間3年超5年以内のもの                      | 残存元本額の <del>8-0</del> <u>85%</u> |
| (4) 残存期間5年超7年以内のもの                      | 残存元本額の <del>7-5</del> <u>80%</u> |
| (5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。) | 残存元本額の <del>6-5</del> <u>70%</u> |

25. }  
 26. } 略(不変)

### 27. 地方公共団体に対する証書貸付債権

- |   |                                  |
|---|----------------------------------|
| (1) 略(不変)                               |                                  |
| (2) 残存期間1年超3年以内のもの                      | 残存元本額の <del>9-4</del> <u>95%</u> |
| (3) 残存期間3年超5年以内のもの                      | 残存元本額の <del>8-5</del> <u>90%</u> |
| (4) 略(不変)                               |                                  |
| (5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。) | 残存元本額の <del>7-5</del> <u>80%</u> |



(特則)

略(不変)

(附則)

この一部改正は、平成26年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙2.

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ. 略(不変)

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの ~~1. 005~~ 1. 006

ハ. 残存期間5年超10年以内のもの ~~1. 012~~ 1. 013

ニ. 残存期間10年超20年以内のもの ~~1. 023~~ 1. 020

ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	<del>1. 037</del> <u>1. 030</u>
へ. 残存期間30年超のもの	<del>1. 052</del> <u>1. 045</u>

(2) 変動利付国債

イ. 略 (不変)	
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	<del>1. 005</del> <u>1. 006</u>
ハ. 略 (不変)	
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	<del>1. 021</del> <u>1. 013</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	<del>1. 048</del> <u>1. 032</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	<del>1. 050</del> <u>1. 036</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	<del>1. 058</del> <u>1. 029</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	<del>1. 070</del> <u>1. 037</u>
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	<del>1. 085</del> <u>1. 048</u>
へ. 残存期間30年超のもの	<del>1. 102</del> <u>1. 063</u>

2. 売却の場合

(1) 売買国債 (変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ. 略 (不変)	
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	<del>0. 996</del> <u>0. 995</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	<del>0. 989</del> <u>0. 988</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	<del>0. 978</del> <u>0. 981</u>
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	<del>0. 966</del> <u>0. 971</u>
へ. 残存期間30年超のもの	<del>0. 953</del> <u>0. 958</u>

(2) 変動利付国債

イ. 略 (不変)	
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	<del>0. 996</del> <u>0. 995</u>
ハ. 略 (不変)	

ニ. 残存期間10年超20年以内のもの 0.9800.988

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの 0.9560.969

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの 0.9550.967

ハ. 残存期間5年超10年以内のもの 0.9480.972

ニ. 残存期間10年超20年以内のもの 0.9380.966

ホ. 残存期間20年超30年以内のもの 0.9270.956

ヘ. 残存期間30年超のもの 0.9150.944

(附則)

この一部改正は、平成26年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙3.

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

時価売却価格比率

1. 利付国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）および国庫短期証券

(1) 略（不変）

(2) 残存期間1年超5年以内のもの	<del>0.9960.</del> <u>995</u>
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	<del>0.9890.</del> <u>988</u>
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	<del>0.9780.</del> <u>981</u>
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	<del>0.9660.</del> <u>971</u>
(6) 残存期間30年超のもの	<del>0.9530.</del> <u>958</u>

## 2. 変動利付国債

(1) 略(不変)	
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	<del>0.9960.</del> <u>995</u>
(3) 略(不変)	
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	<del>0.9800.</del> <u>988</u>

## 3. 物価連動国債

(1) 残存期間1年以内のもの	<del>0.9560.</del> <u>969</u>
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	<del>0.9550.</del> <u>967</u>
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	<del>0.9480.</del> <u>972</u>
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	<del>0.9380.</del> <u>966</u>
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	<del>0.9270.</del> <u>956</u>
(6) 残存期間30年超のもの	<del>0.9150.</del> <u>944</u>

(附則)

この一部改正は、平成26年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙4.

「適格外国債券担保取扱要領」中一部改正

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

適格外国債券の適格基準および担保価格

1. 略（不変）

2. 担保価格

残存期間1年以内のもの	時価（円貨換算後）の <del>86</del> <u>88</u> %
残存期間1年超5年以内のもの	時価（円貨換算後）の <del>86</del> <u>88</u> %
残存期間5年超10年以内のもの	時価（円貨換算後）の <del>86</del> <u>88</u> %
残存期間10年超20年以内のもの	時価（円貨換算後）の <del>84</del> <u>88</u> %
残存期間20年超30年以内のもの	時価（円貨換算後）の <del>84</del> <u>87</u> %
残存期間30年超のもの	時価（円貨換算後）の <del>83</del> <u>87</u> %

（附則）

この一部改正は、平成26年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙5.

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中  
一部改正

○ 4. (1) から (3) までを横線のとおり改める。

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

社債

イ. }  
ク } 略 (不変)  
ホ. }

ヘ. 残存期間30年超のもの 時価の~~90~~91%

手形

手形金額の~~79~~82%

電子記録債権

イ. 正常先電子記録債権

(イ) 残存期間1年以内のもの 残存元本額の~~79~~82%  
(ロ) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~62~~67%  
(ハ) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~45~~55%  
(ニ) 残存期間5年超7年以内のもの 残存元本額の~~35~~45%  
(ホ) 残存期間7年超10年以内のもの 残存元本額の~~20~~30%  
の(満期が応当月内に到来するものを含む。)

ロ. イ. 以外のもの

(イ) 残存期間1年以内のもの 残存元本額の~~92~~95%  
(ロ) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~79~~85%  
(ハ) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~65~~75%  
(ニ) 残存期間5年超7年以内のもの 残存元本額の~~55~~65%  
(ホ) 残存期間7年超10年以内のもの 残存元本額の~~45~~55%  
の(満期が応当月内に到来するものを含む。)

証書貸付債権

イ. 正常先証書貸付債権

(イ) 残存期間1年以内のもの 残存元本額の~~79~~82%  
(ロ) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~62~~67%

- (ハ) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~4-5-5~~ 5.5%
- (ニ) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の ~~3-5-4~~ 5%
- (ホ) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの 残存元本額の ~~2-0-3~~ 0%  
の（満期が応当月内に到来するものを含む。）

ロ. イ. 以外のもの

- (イ) 残存期間 1 年以内のもの 残存元本額の ~~9-2-9~~ 5%
- (ロ) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の ~~7-9-8~~ 5%
- (ハ) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~6-5-7~~ 5%
- (ニ) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の ~~5-5-6~~ 5%
- (ホ) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの 残存元本額の ~~4-5-5~~ 5%  
の（満期が応当月内に到来するものを含む。）

(2) 被災地の地方公共団体の債務

電子記録債権

- イ. 略（不変）
- ロ. 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の ~~8-4-8~~ 5%
- ハ. 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~7-5-8~~ 0%
- ニ. 略（不変）
- ホ. 残存期間 7 年超 10 年以内のもの 残存元本額の ~~6-5-7~~ 0%  
の（満期が応当月内に到来するものを含む。）

証書貸付債権

- イ. 略（不変）
- ロ. 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の ~~8-4-8~~ 5%
- ハ. 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の ~~7-5-8~~ 0%
- ニ. 略（不変）
- ホ. 残存期間 7 年超 10 年以内のもの 残存元本額の ~~6-5-7~~ 0%  
の（満期が応当月内に到来するものを含む。）

(3) 被災地地方公共団体出資法人の債務

電子記録債権

イ. 残存期間1年以内のもの	残存元本額の <del>7-9-8</del> <u>2</u> %
ロ. 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の <del>6-2-6</del> <u>7</u> %
ハ. 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の <del>4-5-5</del> <u>5</u> %
ニ. 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の <del>3-5-4</del> <u>5</u> %
ホ. 残存期間7年超10年以内のもの の(満期が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の <del>2-0-3</del> <u>0</u> %

証書貸付債権

イ. 残存期間1年以内のもの	残存元本額の <del>7-9-8</del> <u>2</u> %
ロ. 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の <del>6-2-6</del> <u>7</u> %
ハ. 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の <del>4-5-5</del> <u>5</u> %
ニ. 残存期間5年超7年以内のもの	残存元本額の <del>3-5-4</del> <u>5</u> %
ホ. 残存期間7年超10年以内のもの の(満期が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の <del>2-0-3</del> <u>0</u> %

(附則)

この一部改正は、平成26年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。



(2) 「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正に関する件（平成26年11月19日決定）

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」の一部改正に関する件

(案 件)

量的・質的金融緩和の拡大および「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号）第9条の規定の施行に伴い、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成25年4月4日付政委第47号別紙3.）を別紙. のとおり一部改正すること。

以 上

別紙.

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」中一部改正

○ 3. を横線のとおり改める。

3. 買入対象

金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもののうち、買入対象とすることが適当でないと認められる特段の事情がないものとする。

(1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、東証株価指数（TOPIX）~~または、~~日経平均株価（日経225）またはJPX日経インデックス400（JPX日経400）に連動するよう運用されるものであること

(2) 略（不変）

○ 8. (1) ニ、の次に次のホ、を加える。

ホ、発行者である投資法人による自己投資口取得に応じる場合（本行に損失が発生しない場合であり、かつ不動産投資法人投資口の買入れ等の円滑な運営の観点から支障がない場合に限る。）

(附則)

この一部改正は、平成26年12月末までの総裁が別に定める日から実施する。ただし、8.に係る一部改正については、実務上の準備が整い次第速やかに実施することとし、総裁がその実施日を定める。

(3)「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」の制定等に関する件（平成27年3月17日決定）

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」の制定等に関する件

(案 件)

貸出増加や成長基盤の強化に向け、金融機関と企業・家計の前向きな行動を引き続き促していくとともに、復興に向けた被災地金融機関の取り組みへの支援を継続する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」を別紙1. のとおり制定すること。
2. 「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）を別紙2. のとおり一部改正すること。
3. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）を別紙3. のとおり一部改正すること。
4. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙2.）を別紙4. のとおり一部改正すること。
5. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金

- 供給における出資等に関する特則」(平成23年6月14日付政委第48号別紙.)を別紙5.のとおり一部改正すること。
6. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」(平成24年3月13日付政委第18号別紙1.)を別紙6.のとおり一部改正すること。
  7. 「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における米ドル資金供給に関する特則」(平成24年4月10日付政委第30号別紙1.)を別紙7.のとおり一部改正すること。
  8. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」(平成24年12月20日付政委第107号別紙2.)を別紙8.のとおり一部改正すること。
  9. 「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」(平成24年12月20日付政委第107号別紙3.)を別紙9.のとおり一部改正すること。
  10. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」(平成23年4月28日付政委第36号別紙1.)を別紙10.のとおり一部改正すること。
  11. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成23年4月28日付政委第36号別紙2.)を別紙11.のとおり一部改正すること。
  12. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」(平成23年4月28日付政委第36号別紙3.)を別紙12.のとおり一部改正すること。
  13. 「日本銀行業務方法書」(平成10年3月24日付政第29号別紙3)を別紙13.のとおり一部変更すること。
  14. 「日本銀行業務方法書中一部変更」(平成24年12月20日付政委第107号別紙10.)を別紙14.のとおり一部変更すること。

15. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成22年6月15日付政委第51号別紙4.）を別紙15. のとおり一部変更すること。

16. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成24年12月20日付政委第107号別紙11.）を別紙16. のとおり一部変更すること。

以 上

別紙1.

「系統中央機関の会員である金融機関による成長基盤強化を支援するための資金供給および貸出増加を支援するための資金供給の利用に関する特則」

系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいう。以下同じ。）の会員である金融機関（本行の当座預金取引の相手方でないものに限る。以下「会員金融機関」という。）が、「貸出支援基金運営基本要領」（平成24年12月20日付政委第107号別紙1.）に定める成長基盤強化を支援するための資金供給または貸出増加を支援するための資金供給（以下「本制度」という。）の貸付対象先である系統中央機関を通じて、本制度を利用する場合の取扱いについては、本制度に関する基本要領およびその特則（以下「基本要領等」という。）によるほか、この特則に定めるとおりとする。

1. 成長基盤強化を支援するための資金供給については、次のとおり取り扱う。

(1) 本行による貸付けは、イ. およびロ. に定めるところにより策定された  
取り組み方針に基づいて会員金融機関が行う融資または投資に関して、  
各々の系統中央機関に対して行う。

イ. 系統中央機関は、系統全体としての成長基盤強化に向けた融資または投  
資に関する取り組み方針ならびに系統中央機関および会員金融機関にお  
ける本制度の運営にかかる方針（以下「運営方針」という。）を策定し、  
本行がこれを適当であると認めること。

ロ. 会員金融機関は、イ. の運営方針に即した成長基盤強化に向けた融資ま  
たは投資に関する取り組み方針を策定すること。

(2) 各系統中央機関の貸付実行日毎の貸付限度額および貸付額の上限（以下  
「貸付限度額等」という。）については、各系統中央機関が自ら行う融資  
または投資に関する貸付限度額等とは別に、本制度を利用する会員金融機  
関毎に基本要領等の定めに準じた貸付限度額等を設け、これらの総額とす  
る。

2. 貸出増加を支援するための資金供給については、次のとおり取り扱う。

(1) 本行による貸付けは、本制度を利用する会員金融機関の貸出に関して、  
各々の系統中央機関に対して行う。

(2) 各系統中央機関の貸付実行日毎の貸付限度額については、各系統中央機  
関が自ら行う貸出に関する貸付限度額とは別に、本制度を利用する会員金融  
機関毎に基本要領等の定めに準じた貸付限度額を設け、これらの総額とする。

3. 系統中央機関は、本制度に基づき本行から受けた貸付けのうち各会員金融  
機関の融資もしくは投資または貸出にかかるものの全額について当該会員金  
融機関に対して貸付けを行う。この場合、貸付期間、貸付利率等については、  
本行から受けた貸付けと同等の条件によるものとする。

4. 系統中央機関は、本制度の利用を希望する会員金融機関との間で、会員金融機関に対する与信管理の適切性確保のほか、本制度の趣旨に照らし、この特則による貸付けの適切な運営の確保のために必要な措置を講ずる。
5. 本行は、会員金融機関および系統中央機関がこの特則に定める事項に著しく背馳した場合には、この特則による貸付けを認めないなど必要な措置を講ずることができるものとする。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成32年6月30日をもって廃止する。

別紙2.

「貸出支援基金運営基本要領」中一部改正

- 3. (1) を横線のとおり改める。

(1) 成長基盤強化支援資金供給の貸付残高の上限は次のとおりとする。

イ、2. (2) の特則によらないもの 710兆円

ロ、  
∫  
ニ、

} 略(不変)

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙3.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日および借り換え

(1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成~~27~~28年7月1日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。

(2) 略(不変)

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付限度額等

(1) 貸付先毎の貸付額の上限

12兆円とする。



(2) 略(不変)

○ 11. を横線のとおり改める。

11. 貸付受付期限

9. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成2728年3月31日以前に限る。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成3132年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙4.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための  
資金供給における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙5.

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 貸付受付期限

4. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、基本要領7. (2) に定める借り換えにかかるものを除き、平成~~27~~28年3月31日以前に限る。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための  
資金供給における小口投融資に関する特則」中一部改正

- 5. を横線のとおり改める。

5. 貸付受付期限

3. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えに  
かかるものを除き、平成~~27~~28年3月31日以前に限る。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止  
する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金  
供給における米ドル資金供給に関する特則」中一部改正

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期限

7. (2) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成~~27~~28年3月31日以前に限る。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙8.

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 平成26年4月1日以降に新規に実行する貸付けの取扱い

(1) }  
(2) } 略(不変)

(3) 貸付実行日

平成~~27~~28年6月30日までの別に定める日とする。

(4) }  
∫ } 略(不変)  
(6) }

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙9.

「貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給  
における貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~31~~32年6月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 10.

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中  
一部改正

○ 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

平成~~27~~28年4月30日までとする。

○ 附則を横線のとおり改める。

(附則)

1. この基本要領は、本日から実施し、平成~~27~~28年4月30日をもって  
廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについて  
は、なお従前の例による。

2. 略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 11.

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける  
貸付対象先選定基本要領」中一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~27~~28年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 12.

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中  
一部改正

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

本措置は、平成23年5月31日までの別に定める日から実施し、平成~~28~~29年4月30日をもって廃止する。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙 13.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

- 第五十五条第三項を横線のとおり改める。
  - 3 第一項に規定する成長基盤強化を支援するための貸付けの残高の上限は、貸付けの種類に応じて、次に掲げるとおりとする。
    - 一 前項に規定する特則によらない貸付け 七十兆円
    - 二 } 略（不変）
    - 三 } 略（不変）
    - 四 } 略（不変）

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。



「日本銀行業務方法書中一部変更」 中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十四年十二月二十日から実施し、平成三十一三十二年六月三十日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

「日本銀行組織規程中一部変更」 中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成 2 2 年 6 月 1 5 日から実施し、平成 ~~3 1~~3 2 年 6 月 3 0 日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。

別紙 16.

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成24年12月20日から実施し、平成~~31~~32年6月30日限りその効力を失うものとする。

(附則)

この一部変更は、本日から実施する。